

松下幸之助記念財団 研究助成

研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

外山文子

【所属】(助成決定時)

京都大学東南アジア研究所 連携研究員

【研究題目】

「タイにおける政治の民主化と司法の政治化 - 司法ネットワークの解明」

【研究の目的】(400字程度)

現在のタイでは、司法が政治対立の震源地となっている。司法の「中立性」や「独立性」に対しては、既に疑問を呈する見解が登場している。ところが既存研究においては、タイ司法の政治性を解明するための、実証的な調査に基づく学術的研究は行われてこなかった。よって、裁判所や国家汚職取締委員会や選挙委員会といった各種独立機関の組織、予算、人事、権限など制度の調査などにより、司法の政治性を解明し、司法の民主化に対する影響について検証する必要があると思われる。

本研究は、タイ政治研究において従来から注目を集めてきた政党、軍、実業家といったアクターではなく、既存研究ではあまり注目されてこなかった司法を取り上げ、その実態を実証的な研究により明らかにすることにより、タイ民主化をめぐる新たな構図を描き出そうとするものである。民主化論の中に位置づけるならば、民主化における司法の政治的役割の拡大に対する批判的な研究となろう。よって、従来の民主化論の潮流に一石を投じる研究として、大きな意義を持ちうる。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究では、2013年10月から9か月間米国コーネル大学で文献調査を行い、2014年8月から2か月間タイ・チュラロンコーン大学で文献および研究者へのインタビュー調査を行った。

近年、タイ司法の政治化が注目されているが、1990年代以降の司法改革について調査に入る前に、タイ司法の歴史的変遷についても確認する必要性を感じた。そのためコーネル大学における文献調査では、最初に、タイ憲法において司法がどのような位置づけであったかについて確認する作業から始めた。1932年立憲革命後のタイ憲法の規定内容について、丁寧に確認作業を行った。次に、各憲法が制定された時期の政治権力関係についても、既存研究を利用して再確認を行った。加えて、タイ政治に関する既存研究の中で裁判所の判決に関する記述がある文献を洗い出した。また一部ではあるが、憲法の起草会議に関する議事録も発見したので、こちらについても資料収集を行った。タイ政治については、軍や政党に関する研究が多く、司法に関する政治学的な先行研究は皆無に等しい。とにかく、突破口となりそうな研究を手探りで集めていく作業が続いた。

次に、タイ・チュラロンコーン大学での調査では、文献調査に加えて、タイ人研究者らとの意見交換を行った。タイ司法の政治的役割の起点がいつであるのかについて確認しなかったため、文献調査だけでは確信が持てない部分について、タイ人の政治学者および法律学者に質問を繰り返した。「起点」については、専門分野の違いに応じて、見解が異なっている点が興味深かった。また1997年憲法と2007年憲法の起草会議の議事録について、全部を集めきれなかったのだが、小委員会の議事録までフォローしているサイトを教えてもらった。

研究としては、まだまだ途中段階であったが、とりあえず日本比較政治学会の年報に論文を投稿したところ査読をパスして掲載に辿り着いた。今後、議事録の検討を加えた上で、更にもう1本査読論文の出版を目指している。また口頭でも、日本比較政治学会にて発表を行った。

【結論・考察】（４００字程度）

以上の調査の結果、1932年立憲革命～1958年にクーデタが起きるまでは立法権中心であった権力分立制度が、1959年暫定憲法以降は執政権中心の制度設計に変更となったこと、司法権が強化された時期は1970年代及び1990年代以降の民主化移行期に集中していることが明確となった。一般的には、現在のタイ司法の政治化は2006年以降と見なされているが、司法の強化とタイ民主化の時期は1970年代から連動している点について、子細な検証が必要であることが浮かび上がった。またタイ司法は、歴史的に、民主的な判決を下して軍に一撃を加える、反対にクーデタの合法性を認めるなどして軍に寄った判決を下すなど、政治的に重要な役割を果たしてきたことも明らかとなった。しかも、その政治的姿勢は一貫していないようにも思われる。1997年憲法および2007年憲法による司法権の強化、2006年以降のタイ司法の政治化についても、これらの歴史的コンテキストの中で解釈する必要があると思われる。

(以上)